イ 申十一〇卅二
ロ 士六〇十二　王下五〇一
ハ 士九〇四　母上廿二〇二
ニ 創二六〇二七
ホ 士十〇十八
ヘ 路十七〇四
ト 士十〇十八
チ 耶四二〇五
リ 士十一〇八
ヌ 士十〇十七、廿〇一　母上十〇十七、十一〇十五
ル 民廿一〇二四、二五、二六
ヲ 創廿二〇廿二

第十一章

一 ギレアデ人エフタいたけき勇士にして妓婦の子なりギレアデエフタをうまゑめしあり　ギ
レアデの妻子等をうみしが妻の子等成長わおよびてエフタをおひいだしてこれわいひけるい汝い他の婦
の子おれゑわれらご父の家を嗣べきわあらずと　三 エフタ其の兄弟の許より逃さりてトブの地に住けるわ
遊蕩者エフタのもとわ集ひ來りて之とゝもわ出ることをおせり　四 程經てのちアンモンの子孫イスラエル
とたゝこのふに至りしご　五 アンモンの子孫のイスラエルとたゝかへるときにギレアデの長老等ゆきてエフ
タをトブの地より携來らんとし　六 エフタにいひけるい汝來りて吾らの大將とおれ我らアンモンの子孫と
たゝこのたん　七 エフタギレアデの長老等わいひけるい汝らい我を惡みてわが父の家より逐いだしたるにわ
らずや去るるに今汝らが難める時わ至りて何ゆ我に來るや　八 ギレアデの長老等エフタにこたへけるい其
ごためわ我ら今汝わのへる汝われらとゝもわゆきてアンモンの子孫とたゝかたゝすべて我儕ギレアデに
すめるもの〻首領となすべしと　九 エフタギレアデの長老等にいひけるい汝らもし我をたづさへかへりて
アンモンの子孫とたゝかはしめんわエホバ之を我わ付したまいゝ我い汝らの首となるべし　十 ギレアデの
長老等エフタわいひけるいエホバ汝と我との間の證者たり我ら誓つて汝の言のごとくわなすべし　十一 是に
於てエフタギレアデの長老等とゝもに往くわ民之を立ておのれの首領となし大將となせりエフタすなは
ちミツパにおいてエホバのまへにこの言をことゞく隙たり　十二 かくてエフタアンモンの子孫の王わ使者
をつかはしていひけるい汝と我の間わ何事ありてか汝われわ攻めきたりてわゞ地に戰んとする　十三 アン
モンの子孫の王エフタの使者わ答へけるいむかしイスラエルエジプトより上りきたりし時にアルノンよ
りヤボクわいたりヨルダンに至るまで吾ゞ土地を奪ひしゞ故なり然ゑ今穩便わ之を復すべし　十四 エフタま
た使者をアンモンの子孫の王わ遣りて之にいゑせけるい　十五 エフタ期いへりイスラエルいモアブの地を取
ずまたアンモンの子孫の地をも取ざりしあり　夫イスラエルいエジプトより上りきたれるときわ曠野を
經て紅海わ到りカデシわ來れり　十六 十七 而してイスラエル使者をエドムれ王に遣て言けるいねがたくい我をし
て汝の土地を經過しめよと然るわエドムれ王之をうけがいずまたおなじく人をモアブの王わ遣したれど
も是もうべなゑざりしかゝるイスラエルいカデシに留まりしゞ　十八 遂わイスラエル曠野を經てエドムの地わ
よびモアブれ地を繞りモアブれ地の東れ方に出てアルノンの彼方わ陣を取り然どモアブの界にい入らざ
りきアルノンいモアブの界なれゞなり　十九 かくてイスラエルヘシボンに王たりしアモリ人の王シホンわ使
者を遣せりすなはちイスラエル之にいひけらくねがたくい我らをして汝の土地を經過てわゞところに
たらしめよと　二十 然るわシホンイスラエルを信ぜずしてろの界をとゞまらしめずかへつてろのすべての民を
集めてヤハツわ陣しイスラエルとたゝかひしが　二一 イスラエルれ神エホバシホンとろのすべてれ民をイス
ラエルの手に付したまひたれゞイスラエル之を擊敗りてろの土地にすめるアモリ人の地を悉く手わ入れ
二二 アルノンよりヤボクわ至るまでまた曠野よりヨルダンわ至るまですべてアモリ人の土地を手わ入たり
二三 斯のごとくイスラエルの神エホバい其の民イスラエルのまへよりアモリ人を逐ひ攘けたまひしわ汝
なほ之を取んとする乎　二四 汝い汝の神ケモシゞの汝わ取しむるものを取ざらんやわれらい我らの神エホバゞ
我らに取去むる物を取ん　二五 汝いまことわモアブの王チツポルの子バラクわまさるところありとするの
バラクかつてイスラエルとあらそひしことありや曾て之とたゝかひしことわりや　二六 イスラエルゞのヘシボ
ンとろの村里アロエルとろの村里およびアルノンの岸に沿ひたるすべての邑々わ住ること三百年なりし

ワ 申二〇九、十九
カ 民十四〇三五　申一〇四十　雷五〇六
ヨ 民十三〇二六、廿〇一　申一〇四六
タ 民廿〇十四
レ 民廿〇十八、廿一一
ソ 民廿〇一
ツ 民廿一〇四　申二〇一
子 民廿一〇十一　八
ナ 民廿一〇十三、廿三〇三六
ラ 民廿一〇廿一　申二〇二六
ム 民廿一〇廿二　申二〇二七
ウ 民廿一〇廿三　申二〇廿二
ヰ 民廿一〇二四、二五　申二〇廿三、二四
ノ 申二〇三六
オ 民廿一〇二九　王上十一〇
ク 申九〇四、五、十八〇十二　七一耶四八〇七
ヤ 民廿二〇二　雷三四〇九　雷三〇十
マ 民廿一〇二五
ケ 申二〇三六

フ 創十八〇二五
コ 創十六〇五、申一〇五三、
　 母上二四〇十二十五
エ 士三〇十
テ 創二八〇廿　母上一〇十一
ア 利二七〇二、三　母上一〇
　 十二、二八、二〇十八
サ 詩六六〇十三、利二七〇十
　 一、十二
キ 箴二七〇十七
ユ 士十〇十七、十一〇十一
メ 出十五〇廿　母上十八〇六
　 詩六八〇二五、耶廿一〇四
ミ 創廿七〇二九、三四
シ 傳五〇二
エ 民廿〇二　詩十五〇四　傳
　 五〇四、五
ヒ 民廿〇二
モ 母下十八〇十九、廿一

わ汝おぞてかろの間わ之を回復ざりしや　二七 我い汝わ罪を犯せしことなきわ汝いわれとたゝかひて我わ害をくゝへんとす願くい審判をおしたまふエホバ今日イスラエルの子孫とアンモンの子孫との間を鞫さたまへと　二八 ゑかれどもアンモンの子孫の王いエフタのいひつゝのゝせる言を聽いれざりき　て〻にエホバの靈エフタわ臨みしのゝエフタすなゝちギレアデおよびマナセを經過りギレアデのミツパにいたりギレアデのミツパよりすゝみてアンモンの子孫わ向ふ　三十 エフタエホバわ誓願を立ていひけるゝ汝誠にアンモンの子孫をわゞの手に付したまはゞ　三一 我ゞアンモンの子孫の所より安然ゝわ歸らんときに我家の戸より出きたりて我を迎ふるもの必ずエホバの所有となるべし我之を燔祭となしてさゝけんと　三二 エフタすなはちアンモンの子孫の所わ進みゆきて之と戰ひしにエホバかれらをろの手に付したまひしかば　三三 アロエルよりミンニテにまで至りこれゞ二十の邑を打敗りてアベルケラミムにいたり甚だ多の人をころせりのくアンモンの子孫いイスラエルの子孫に攻伏られたり　三四 のくてエフタミツパわ來りておのゞ家にいたるに其女鼓を執り舞ひ踊りて之を出で迎ふ是彼ゞ獨子にて其のほかにい男子もなくまた女子も有ざりき　三五 エフタ之を視てうの衣を裂ていひけるいあゝ吾が女よ汝實に我を傷しむ汝い我を惱ずものなり其い我エホバにむかひて口を開きしによりて故むることあたゝぎれゞなり　三六 女之にいひけるいわが父よ汝エホバにむかひて口をひらきたれゞ汝の口より言出せしごとく我わあせよ其いエホバ汝のために汝の敵なるアンモンの子孫わ仇を復したまひたれゞあり　三七 女またその父わいひけるいねがはくい此事をわれわ允せすなはち二月の間我をゆるし我を去てわゞ友等とゝもわ往て山にくだりてわが處女たることを歎かしめよと　三八 エフタすなはち往けといひて之を二月のあひだ出し遣ぬ女ろの友等とゝもに往き山の上にておのれの

セ 士十一〇廿一　母上一〇廿
　 二、二四、二〇十八
ス 士五〇十一
イ 士八〇一
ロ 母上十九〇五、二八〇廿一
　 伯十三〇十四　詩百十九〇
　 百九
ハ 母上二五〇十　詩七八〇九
ニ 雷廿二〇十一　士三〇二
　 八、七〇二四
ホ 詩九六〇二、十五　箴二七
　 〇十二

處女たるを歎きしが　三九 ふたつきみち二月滿てろの父わ歸り來りたれゞ父ろの誓ひを誓願のごとくわ之に行へり女い終に男を知ることをおかりき　四十 是よりして年々にイスラエルの女子等往て年わ四日ほどギレアデ人エフタの女のために哀哭ことをおす是イスラエルの規矩となれり

第十二章

一 エフライムの人々つどひて北にゆきエフタにいひけるい汝何故に往きてアンモンの子孫と戰ひおがらわれらをまねきて汝とゝもに行せざりしやわれら火をもて汝の家を汝とゝもに焚くべしと　二 エフタ之にいひけるい我とわが民の曾てアンモンの子孫と大に爭ひしときに我汝らをよびしに汝らのれらの手より我を救ふことをせざりき　三 我汝らが我を救はざるを見たれゞわゞ命をかけてアンモンの子孫の所に攻ゆきしにエホバかれらを我が手に付したまへり然ゞ汝らなんゞ今日我が許に上り來りて我とたゝかはんとするやと　四 エフタこゝにおいてギレアデの人をことゝくつどへてエフライムとたゝかひしがギレアデの人々エフライムを擊破れり是はエフライム汝らギレアデ人いエフライムの逃亡者にしてエフライムとマナセの中にをるなりと言しに由る　五 而してギレアデ人エフライムにおもむくところのヨルダンの津をとりきりしゞのエフライム人の逃れ來る者ありて我を渡らせよといへゞギレアデの人之わ汝いエフライム人なるかと問ひ彼もし然らずと言ときい　六 また之に請ふシボレテといへといふわ彼ろの音を正しくいひ得ずしてセボレテと言ゞすなゝち之を引捕へてヨルダンの津に屠せりその時にエフライム人のたふれし者四萬二千人なりき　七 エフタ六年のわひだイスラエルを審きたりギレアデ人エフタつひに死てギレアデのある邑に葬むらる　八 彼の後にベツレヘムのイブザンイスラエルを審きたり　九 彼に三十人の男子ありまた三十人の女子ありしがこゝをゞ外に嫁がしめてその子息等のために三十人の女を外より娶

れり彼七年のあひだイスラエルを審きたり　十イブザンつひに死てベツレヘムに葬むらる　十一彼の後にゼブルン人エロンイスラエルを審きたりゼブルン人エロン十年のあひだイスラエルを審きたり　十二ゼブルン人エロンつひに死てゼブルンの地のアヤロンに葬むらる　十三彼の後にピラトン人ヒレルの子アブドンイスラエルを審きたり　十四彼に四十人の男子および三十人の孫ありて七十の驢馬に乘る彼八年のあひだイスラエルを審けり　十五ピラトン人ヒレルの子アブドンつひに死てエフライムの地のピラトンに葬むらる是はアマレク人の山にあり

第十三章

一イスラエルの子孫またエホバのまへにて惡を行ひしかばエホバこれを四十年の間ペリシテ人の手にわたしたまへり　二こゝにダン人の族にて名をマノアとよべるゾラ人あり其の妻に石婦にして子を生みしことなし　三エホバの使その女に現れて之にいひけるは汝は石婦にして子を生しことあらず然ど汝孕みて子をうまん　四されば汝つゝしみて葡萄酒および濃き酒を飲むことなかれまたすべて穢たるものを食ふなかれ　五視よ汝孕みて子を產ん其の頭には剃刀をあつべからずその兒は胎を出るよりして神のナザレ人（神に身を獻げし者）たるべし彼ペリシテ人の手よりイスラエルを拯ひ始めんと　六その婦人來りて夫に告て曰けるは神の人我にのぞめりその容貌は神の使の容貌のごとくにして甚おそろしかりしが我其のいづれより來れるやを問ず彼また其の名を我に告ざりき　七彼我にいひけるは視よ汝孕みて子を產ま ル ん然は葡萄酒および濃き酒を飲むなかれまたすべてけがれたるものを食ふなかれ汝の兒は胎を出るより其の死る日まで神のナザレ人たるべしと　八マノアエホバにこひ求めていひけるはあゝわが主よ汝がさきに遣はしたまひし神の人をふたゝび我らにくだしたまへ之をして我らがうまれる兒におすべき事を教へし

イ 士二〇十一、三二〇、六、四〇
ロ 士二〇十一、十〇六
ハ 士二〇十九、四一
ニ 士六〇十二　路一〇十一、十三二八〇冊一
ホ 士十三〇十四　民六〇二、三　路一〇十五
ヘ 民六〇五　士一〇十一
ト 民六〇二
チ 士七〇十三　士下八〇一
リ 申二〇一　士上二〇二
ヌ 士二八〇三　路九〇二九
ル 士十三〇十七、十八

めたまへ　九神マノアの聲をきゝいれたまひて神の使者婦人の田野に坐しをる時に復之にのぞめり時に夫マノアは共にをらざりき　十是おいて婦いそぎ走りて夫に告て之にいひけるは先頃我にのぞみし人また我に現れたりと　十一マノアすなわち起て妻のあとに付て行き其人のもとに至りて之に汝はかつて此婦に語言し人なるかといふに然りとこたう　十二マノアいひけるは汝の言のごとく成ん時は其兒の養育方および之になすべき事は如何　十三エホバの使者マノアにいひけるはわがさきに婦に言しところのことどもは婦之をつゝしむべきなり　十四すなわち葡萄樹よりいづる者は凡て食ふべからず葡萄酒と濃き酒を飲ずまたすべて穢たるものを食ふべからずすべてわが彼に命じたることどもを彼守るべきなり　十五マノアエホバの使者にいひけるは請我らをして汝を款留しめ汝のまへに山羊羔を備へしめよ　十六エホバの使者マノアにいひけるは汝我を款留るも我は汝の食物をくらはじまた汝燔祭をそなへんとならばエホバにこれをうおふべしとマノアは彼がエホバの使者なるを知ざりしなり　十七マノアエホバの使者にいひけるは汝の名はなんぞ汝の言の効驗あらんときは我ら汝を崇んで　十八エホバの使者之にいひけるは我ぞ名は不思議なり汝何故に之をたづぬるやと　十九マノアは山羊羔と素祭物とをもて磐のうへにて之をエホバにさゝぐ使者すなわち不思議なる事をなせり　二十マノアとその妻之を視るすなわち火燄壇より天にあがれるときエホバの使者壇の火燄のうちにありて昇れりマノアと其の妻これを視をりて地にひれふせり　二一エホバの使者うのゝち重ねてマノアと其の妻に現れざりきマノアつひに彼がエホバの使者たりしを曉れり　二二マノアいひけるは我ら神を視たれば必ず死ぬるならんといふに　二三其の妻之にいひけるはエホバもし我らを殺さんとおもひたまはばわれらの手より燔祭及び素祭をうけたまはざりしならんまたこれらの諸のことを我らに示すこ

カ 申二〇六
ヨ 創世二〇二九
タ 士九〇十九、廿
レ 利九〇二四　代上廿一〇十六、結一〇二八　太十七〇
ソ 士六〇十二
ツ 創世二〇卅　出世三〇廿　申五〇六　士六〇廿二
チ 士十三〇四
ヲ 創十八〇五　士六〇十八
カ 襄九〇六
ヨ 創世二〇二九
タ 士九〇十九、廿
レ 利九〇二四　代上廿一〇十六、結一〇二八　太十七〇
ソ 士六〇十二
ツ 創世二〇卅　出世三〇廿　申五〇六　士六〇廿二

子 創十一〇廿二
ナ 得上三〇十九　路一〇八
十 上三〇五二
ラ 士三〇十　母上十一〇六
士四〇一
ム 書十五〇廿三　士十八〇十
一 士十八〇十二
ウ 士十八〇十二
イ 創三八〇十三　書十五〇十
ロ 創三四〇二
ハ 創廿一〇廿一、三四〇四
コ 創三四〇十四　出三四〇十
六　申七〇三
ホ 創三四〇三、四
ヘ 書十一〇廿　王上十二〇十
五　王下六〇廿三、代下十
〇十五、廿二〇七、二五〇
廿
ト 士十三〇一　申二八〇四八
チ 士三〇十、十三〇二五　母
士十一〇六

とをおしこたびのごとく我らに斯ることを告たまいざりしあるべしと　二四 かくて婦子を産てろの名をサムソンと呼べりろの子育ち行くヱホバこれを惠みたまふ　二五 ヱホバの靈ゾラとエシタオルのあひだあるマハチダンにて始て感動す

第十四章

一 サムソンテムナテわ下りぺリシテ人の女わてテムナテに住るひとりの婦を見　歸り上りて おのが父母わ語ていひけるい我ぺリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見たりされば今之をめとりてわゞ妻とせよと　三 ろの父母之わいひけるい汝ゆきて割禮を受けざるぺリシテ人のうちより妻を迎んとするむ汝が兄弟等の女のうちもしくいわゞすべての民のうちに婦女無が故なるかと之のるにサムソン父にむかひ彼婦わゞこゝろに適へば之をわゞために娶れと言り　四 ろの父母むこの事のヱホバより出ゝなるを知ざりきサムソンいぺりシテ人を攻んと釁をうかゞひしありそい其のころぺリシテ人イスラエルを轄め居たればなり　五 サムソン父母とともわテムナテに下りてテムナテの葡萄園わいたるわ稚き獅子咆哮りて彼に向ひしゞ　六 ヱホバの靈彼にのゞみたれば山羊羔を裂ごのごとくわ之を裂たりしゞの手にい何の武器も持ざりきされどサムソンいろの爲せしことを父わも母にも告ずしてありぬ　七 サムソンつひわ下りて婦とうちかたらひしゞの婦ろの心わかゝへり　八 かくて日を經て後サムソンかれを娶らんとて立かへりしが身を轉して彼の獅子の屍を見るに獅子の体わ蜂の群と蜜とありければ　九 すないちろの蜜を手わとりて歩みつゝ食ひ父母の許にいたりて之を與へけるに彼ら之を食へりされど獅子の体よりろの蜜を取來れることをば彼らにかたらざりき　十 斯て其の父下りて婦のもとわ至り之かばサムソン少年の習例わ之たゞひてそこわ饗宴をまうけたるに　十一 サムソンを見て三十人の者をつれ來りて之が伴侶とあらしむ　十二 サムソンか

リ 王上十〇一　発十七〇二
メ 創二九〇三七
ル 創四五〇廿二　王下五〇廿二
ヲ 士十六〇五
ワ 士十五〇六
カ 士十六〇十五
ヨ 士三〇十、十三〇二五
タ 創三〇二九
レ 士十四〇二
イ 士十四〇廿

れらわいひけるい我汝らにひとつの隱語をかけん汝ら七日の筵宴の内に之を解てわきらかに之を我わ告なば我汝らわ裏衣三十と衣三十襲をあたふべし　十三 然ども之をわれに告得ずば汝ら我に裏衣三十と衣三十襲を與ふべしと彼等之わいひけるい汝の隱語をのけて我らに聽ゝめよ　十四 サムソン之にいひけるい食ふ者より食物出で強き者より甘き物出でたりと彼ら三日の中に之を解ことあたわざりゝのば　十五 第七日にいたりてサムソンの妻にいひけるい汝の夫を說すゝめて隱語を我らに明さしめよ然せずば火をもて汝と汝の父の家を焚ん汝らいわれらの物をとらんとてわれらを招けるなるか然るにあらずやと　十六 是においてサムソンの妻サムソンのまへに泣ていひけるい汝いわれを惡む而已われを愛せざるなり汝わが民の子孫に隱語をかけて之をわれに說わかさずとサムソン之わいふ我これをわが父や母にも說わかさゞればいかで汝に說わかすべけんやと　十七 婦七日の筵宴のあひだ彼のまへに泣き居り之が第七日に至りてサムソンつひに之を彼わ說わかせり其い太く強たれば婦すなはち隱語をおのゞ民の子孫わ明せり　十八 是において第七日わ及びて日の沒るまへに邑の人々サムソンわいひけるい何ものか蜜よりあまからん何ものか獅子よりも強からんとサムソン之にいひけるい汝らわゞの牝犢をもて耕さゞりしならばわゞの隱語を解得ざるなりと　十九 茲にヱホバの靈サムソンに臨みしかばサムソンアシケロンに下りてかしこの者三十人を殺しろの物を奪ひ彼の隱語を說し者等にその衣服を與へむげしく怒りて其父の家にかへり上れり　二十 サムソンの妻いサムソンの友となり居たるろの伴侶の妻となりぬ

第十五章

一 日を經てのち麥秋の時にサムソン山羊羔をたづさへて妻のもとを訪ていひけるい我室に入てわが妻に會んと然るに妻の父其の入ることをゆるさず　二 其父すなはちいひけるいわれまことに汝い彼の

婦を嫌ひたりと意ひしゞゆゑに彼を汝の伴侶たりし者ゐ與へたり彼ゞ妹い彼よりも善にあらずやねゞむくい彼に代て之を汝のものとせよ　三サムソン彼らにいひけるい今回いわれペリシテ人ゐ害を加ふるとも彼らゐ對して罪なかるべしと　四サムソンすなむち往て山犬三百をとらへ火炬をとり尾と尾をゐむせてその二つの尾の間ゐ一つの火炬を結ひつけ　五火炬ゐ火をつけてペリシテ人のいまだ刈ざる麥のおかゐこれを放ち入れその束ね積たるものといまだ刈ざるものを焚き橄欖の園ゐまで及ぼせり　六ペリシテ人いひけるい是い誰の行爲おるや、こたへて言ふテムナテ人の壻サムソンなりるい彼サムソンの妻をとりて其伴侶なりし者ゐ與へたれゞなりとてゝゐおいてペリシテ人上りきたりて彼の婦とろの父とを火ゐて燒きうしなへり　七サムソンかれらゐ言ふ汝ら斯おこなへゞ我汝らに仇をむくむでい止じと　八すおはち脛ゐ腿ゐ彼らを擊て大いゐ之を殺せりかくてサムソンい下りてエタムの巖間ゐ居る　九こゝゐおいてペリシテ人上り來りてユダゐ陣を取りレヒゐ布き備へたれゞ　十ユダの人々いひけるい汝ら何の故にわれらに攻めのぼりたるやとかれらこたへけるいサムソンを玄ゞりて彼がわれらゐ爲しごとくかれに爲んとてのぼれるなりと　十一こゝ是をもてユダの人三千人エタムの巖間にくだりてサムソンにいふ汝ペリシテ人いわれらを轄るものおるを知らざるや汝などてかわれらゐ斯る事をおせしやサムソンかれらにいひけるい我い彼らが我に爲しごとく彼らに爲しなりと　十二かれらまたサムソンにいひけるい我らい汝を玄むりてペリシテ人の手にわたさんとて下りきたれりサムソンかれらにいひけるい汝らの自われを害すまじきことを我に誓へ　十三彼ら之にかたりていふいおわれらいたゞ汝を縛りいましめてペリシテ人の手にわたさんのみわれらい必らず汝を殺さざるべしとすおむち二條の新しき索をもてかれをいましめて巖より之を携かへれり　十四サムソンレヒにいたれるときペリシテ人聲を揚てかれに近づきしゞの時しもヱホバの靈彼にのゞみたれゞその腕にかゝれる索い火に焚たる麻のごとくゐなりて手のいましめ解はおれたり　十五サムソンすなむち驢馬のわたらしき腮骨ひとつを見出し手をのべて之を取り其をもて一千人を擊殺せりと　十六サムソン而して言ふ驢馬の腮骨をもて山をきづき山をつくる、驢馬の腮骨をもて我一千人を擊殺せりと　十七かく言終りてろの手より腮骨をうちすて其處をラマテレヒと名けたり　十八時ゐ彼渴をおぼゆることを甚だしかりしかゞエホバによゞゝりていふ汝の玄もべの手をもて汝この大なる拯をほどこしたまへるゐわれ今渴きて死に割禮を受けざるものゝ手におちいらんとすと　十九こゝゐおいて神レヒに在るくぼめる所を裂きたまひしかゞ水ろこよりおゞれいでしゞサムソン之を飲たれゞ精神舊に返りてふたゝび爽になりぬ故に其名をエンハッコレ（呼たれるものゝ泉）と呼ぶ是今日にいたるまでレヒに在り　二十サムソンいペリシテ人の治世の時ゐ二十年イスラエルをさばけり

第十六章

一サムソンガザに往きかしこにてひとりの妓を見てろれの處に入しに　二サムソンこゝに來れりとガザ人につぐるものありけれゞすなむち之を取り圍みよもすがら邑の門に埋伏玄詰朝におよひ夜の明たる時に之をころすべしといひてよもすゞら靜まりかへりて居る　三サムソン夜半までいね夜半にいたりて興き邑の門の扉とふたつの柱に手をかけて閂もろともに是をひきぬき肩に載てヘブロンの向ひおる山の巓に負のぼれり　四このゝち サムソンソレクの谷に居る名いデリラと言ふ婦人を愛す　五ペリシテ人の群伯ろの婦のもとに上り來て之にいひけるい汝サムソンを說すゝめてろのおほいなる力い何に在るかまたわれら如何ゐせむ之ゐ勝て之を縛りくるしむるを得べきかを見出せ然すゞわれらおの〳〵銀千一百枚

ホ 士三〇十、十四〇六
ヘ 利二六〇八　書廿三〇十　士三〇卅一
ト 詩三〇七
チ 創四五〇二七　雅四〇二九
リ 詩三四〇六
ヌ 士十三〇一
ロ 士十四〇十五　箴二〇十六　至十九五〇三　里十一、六　〇二四、二五、二六、七〇廿一、廿二、廿三
イ 母上廿三〇二六　詩百十八〇十、十二、十二　徒九〇二四

づゝをなんぢに與ふべし　六こゝにおいてデリラサムソンにいひけるゝ汝の大なる力ゝ何ゐあるかまた如何せゞ汝を縛りて苦むることを得るや請之をわれゐつげよ　七サムソン之ゐいひけるゝ人もし乾きしことなき七條の新しき繩をもてわれを縛るときゝわれ弱くなりて別の人のごとくならんと　八こゝゐ於てペリシテ人の群伯乾きしことなき七條の新しき繩を婦ゐもち來りけれゞ婦之を以てサムソンを去りしが　九ゐねて室のうちゐ人去のび居て已とゝもゐありたれゞ斯してサムソンゐむりひサムソンよペリシテ人汝に及ぶと言にサムソンすゐゞちろの索を絕りゐたかも麻絲の火にゐひて斷るゝがごとし斯其の力の原由知れざりき　十デリラサムソンにいひけるゝ視よ汝われを欺きてわれゐ謊を告たり請ふ偽をもてせゞ汝を縛ることをうるや今我ゐ告よ　十一彼之にいひけるゝもし人用ゐたることなき新しき索をもてわれを縛りいましめなゞわれ弱くなりて別の人のごとくならんと　十二是をもてデリラゐたらしき索をとり其をもて彼を縛りゐかして彼にいふサムソンよペリシテ人汝ゐおよぶと時ゐ室のうちに人去のび居たりしゞサムソン絲のごとくにろの索を腕より絕おとせり　十三デリラサムソンにいひけるゝ今までゝ汝われを欺きて我に謊をつげたるゞ何をもてせゞ汝を去ゞることをうるやわれに告よと彼之にいひけるゝ汝もしわが髮毛七條を機の緯線とゝもに織ゞすゞゞちゝ可しと　十四婦すゞゞはち釘をもて之をとめおきて彼にいひけるゝサムソンよペリシテ人汝におよぶとサムソンすゞゞはちろの寢をさまし織機の釘と緯線とを曳拔り　十五婦こゝゐおいてサムソンにいひけるゝ汝の心われに居ざるに汝いかでわれを愛すといふや汝すでに三次われをゐざむきて汝が大なる力の何にあるかをわれゐ告ずと　十六日々にろの言をもて之にせまりうなゞして彼れ心を死るゞかりに苦ませたれゞ　十七彼つひゐその心をことゞゝく打明して之ゐいひけるゝわゞの頭にいまだのつ

ニ 米七〇五
ホ 民六〇五　士十三〇五
ハ 士十四〇十六

て剃刀を當ることゐらずゝいわれ母の胎を出るよりして神のナザレ人たれゞなりもしわれ髮をうりおとされゐゞわが力われをゞなれれゝ弱くなりて別の人のごとくならんと　十八デリラサムソンゞのことゞゝくろく其のこゝろを明したるを見人をつかゞしてペリシテ人の群伯を召ていひけるゝサムソンことゞゝくろの心をわれゐ明したれゞ今ひとたび上り來るべしとこゝにおいてペリシテ人の群伯かの銀を携へて婦のもとゐいたる　十九婦おのゞ膝のうへにサムソンをねむらせ人をよびてろの頭髮七條をきりおとさしめ之を苦めはじめたるにろの力すでゐうせさりてゐり　二十婦こゝゐおいてサムソンよペリシテ人汝におよぶとひけれゞ彼睡眠をさましていひけるゝわれ毎のおとく出て身を振はさんと彼ゝヱホバのおのれをはなれたまひしを覺らざりき　二一ペリシテ人すゞゞちゝ彼を執へ眼を抉りて之をガザゐひき下り銅の鏈をもて之を繫げりかくてサムソンゝ囚獄のうちに磨を挽居たりしゞ　二二ろの髮の毛剃りおとされてのち復長はじめたり　二三茲にペリシテ人の群伯共にゐつまりてろの神ダゴンゐおほいゐる祭物をさゝげて祝をなさんとしなゞちゝ言ふわれらの神ゝわれらの敵サムソンをわれらの手に付したりと　二四民サムソンを見ておのれの神をほめたゝへて言ふわれらの神ゝわれらの敵たる者われらの地を荒せしものわれらを數多殺せしものを　二五われらの手ゐ付したりと　二六ろの心ゐ喜びていひけるゝサムソンを召てわれらのために戲技をなさしめよとて囚獄よりサムソンを召いだせしかゞサムソン之ゞのために戲技をなせり彼等サムソンを柱の間に立しめゞに　二七サムソンおのゞの手をひきをる少者ゐいひけるゝわれをゞなゞて此家の倚て立ところの柱をさぐりて之ゐ倚しめよと　二八その家ゐゝ男女充ちペリシテ人の群伯もまたみゐ其處に居る又屋蓋のうへにいゝ三千ゞかりの男女をりてサムソンの戲技をなすを觀てありき　二九時にサムソンヱホバに呼ゞていひけるゝ

ヘ 羅七〇二六、二七
ト 民十四〇九、四二、四三　書七〇十二　撒十六〇十四、十八、十二、二八〇十五、十六　代下十五〇二
チ 但五〇四
リ 士九〇二七
ヌ 申廿二〇八